

人材紹介基本契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という）と株式会社シンクスバンク（以下「乙」という）とは、甲が採用する中途人材の紹介に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材に係る紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人材を紹介する。

第2条（紹介の内容）

乙は、甲が依頼した職務要件等の求人条件に基づき、該当する候補人材を求め、該当者（以下「丙」という）に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。

2. 甲は乙に対し、前項の求人の依頼にあたり、職業安定法第5条の3に基づく求人条件を書面にて明示し、乙はこれを丙に明示し紹介を行う。

第3条（選考・採用）

甲は、乙が前条により紹介した丙を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスをを行い、その他の採用選考の支援を行う。

第4条（紹介手数料）

1. 甲と丙間で雇用契約が成立した場合、甲は乙に対し紹介の手数料として下記に定めるとおり、乙の指定する口座に入社月末締め、翌月末払にて紹介手数料および消費税を支払うものとする。その際の支払手数料は甲が負担する。

記

経験者の場合	想定理論年収の●%(税別)
未経験者の場合	●万(税別)

※未経験とは、実務の経験年数が半年以下の者であること。ただし、前職の退職から本件求職までの間、相当の期間がある場合は、甲乙協議の上、未経験であるか否かを決定するものとする。

2. 甲乙双方協議の上、本件第一項に定める紹介手数料とは異なる紹介手数料で合意に至った場合は、別途覚書を取り交わすものとする。

第5条（払戻規定）

丙が経験者の場合、丙の事由により解雇又は自己都合により退職に至った場合、乙が受領した前条の紹介手数料の一部を下記のとおり甲へ返金するものとする。また、入金済みの紹介手数料のうち返還対象となる金額は退社日または退社が発覚した日のうちいずれか遅い日が属する月の翌末日までに甲の指定する銀行口座に振込送金の方法により返還する。その際の支払い手数料は乙が負担する。

入社後3か月以内で退職した場合 手数料の50%(1円未満切捨)

第6条（労働条件の明示と確認）

甲は、乙の紹介により丙の雇用を決定した場合は、丙に対し労働基準法第15条に基づき労働条件を書面にて通知し、乙に対しても同内容を書面にて通知する。

第7条（情報の守秘義務）

甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する情報、及び乙が紹介した丙（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報等を、一切外部に漏らしてはならない。又、本条の規定は本契約終了後も有効に存続するものとする。但し、次に該当する相手方情報についてはこの限りではない。

- (1) 知得する以前から公知であったか、自己の責によらず公知になったもの
- (2) 知得する以前にすでに保有していたもの
- (3) 相手方から事前に書面により開示の承諾をうけたもの
- (4) 乙において、丙に提供する甲の企業情報及び求人情報
- (5) 乙において、候補人材を募集するため、乙が運営または提供するWebサイト等で開示又は公開する甲の企業情報および求人情報

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は契約締結から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議の申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第9条（契約の解除）

甲または乙は本契約期間中といえども、1ヶ月前に予告をなすことにより本契約を解除することができるものとする。ただし、かかる契約解除の際に甲による選考中にある丙については本契約が適用されるものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、相互に相手方に対し、自らが反社会的勢力でないことを表明し、保証する。相手方は反社会的勢力であると判明したときは、本件取引開始後であっても、何ら催告なくして直ちに本契約を解除できるものとする。

第11条（禁止事項）

1. 甲は丙に対して、乙を介さずして直接交渉の上、雇用や業務委託をしてはならないものとする。ただし、甲が丙の不採用が決定した日から1年経過したとき、または不採用となった職種とは異なる職種に関してはこの限りではない。
2. 乙は、甲が前項に違反した場合、甲に対して当該個別契約における紹介の手数料相当額を求めることができるものとする。
3. 就業開始をした採用決定者を、退職後6ヶ月以内に甲が再雇用した場合は、雇用が継続していたとみなし、甲は、紹介の手数料の返還の適用を受けていた場合は返還額相当額を乙に対して直ちに支払わなければならないものとする。

第12条（合意管轄）

本契約および個別契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めなき事項に関しては、関係法令に従い、甲乙協議の上これを解決するものとする。

本契約締結の証として本証2通を作成し、甲乙署名または記名捺印の上各1通保管する。

年 月 日

甲

乙